

(法第五十七項第二号に規定する厚生労働省令で定める事項)  
第六条の十一 法第五十七項第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、同号の依頼をし

た支給決定障害者等(同号に規定する支給決定障害者等を含む。)及びその家族の生活に対する意向、当該支給決定障害者等の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービスの目標及びその達成時期、障害福祉サービスの種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害福祉サービスを提供する上での留意事項とする。  
(法第五十九項に規定する厚生労働省令で定める基準)

第六条の十二 法第五十九項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。  
一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたものであること。  
二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること。  
三 医師等による専門的な知識に基づき意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

(法第五十一項に規定する厚生労働省令で定める便宜)  
第六条の十四 法第五十一項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。  
第七条中第一項第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同条第二項第一号中「同じ。」の下に、並びに療養介護に係る介護給付費又は特別介護給付費の支給決定の申請をしようする障害者にあつては、療養介護医療費に係る負担上限月額(令第四十二條の四第一項に規定する負担上限月額をいう。)並びに法第七十條第二項及び第七十一條第二項において準用する法第五十八條第三項第二号及び第三号の厚生労働大臣が定める額(第二十一條において「負担上限月額等」と総称する。)を加え、同条に次の一項を加える。

3 支給決定障害者等は毎年、前項第一号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認できるときは、当該書類を省略させることができる。  
第八條第二号中「第七号」を「第五号」に改める。  
第九條第一号を次のように改める。  
一 法第三十二條第一項に規定する指定相談支援事業者(以下「指定相談支援事業者」という。)のうち当該市町村から委託を受けて法第七十七條第一項第一号に規定する事業を行うもの。  
二 法第二十九條第一項に規定する指定障害者支援施設(以下「指定障害者支援施設」という。)(法第二十一條第一項の障害程度区分の認定を受けている支給決定障害者等が引き続き当該指定障害者支援施設を利用する場合に必要な障害程度区分の認定に限る。)

第九條中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を削る。  
第十二條中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十一号までを二号ずつ繰り上げる。  
第十四條第一号中(法第五十七條第二号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)(を削り、同条第五号中「をいう。」を「をいう。以下同じ。」に改める。  
第十五條を次のように改める。  
(法第二十三條に規定する厚生労働省令で定める期間)  
第十五條 法第二十三條に規定する厚生労働省令で定める期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

一 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援自立訓練及び就労移行支援(第三号に掲げるものを除く。)(一)月間から十二月間までの範囲内を月単位として市町村が定める期間  
二 療養介護、生活介護、共同生活介護、施設入所支援、就労継続支援及び共同生活援助(一)月間から三ヶ月間までの範囲内を月単位として市町村が定める期間  
三 就労移行支援(第六條の八ただし書に規定する場合に限る。)(一)月間から六ヶ月間までの範囲内を月単位として市町村が定める期間  
2 支給決定を行った日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号の期間を支給決定の有効期間とする。  
第十七條中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り上げる。  
第二十一條中「負担上限月額」を「負担上限月額等」に改める。  
第二十五條第三号中「共同生活援助」を「共同生活介護又は共同生活援助」に改め、同条を同条第五号とし、同条の次に次の四号を加える。  
六 施設入所支援 次に掲げる費用  
イ 食事の提供に要する費用  
ロ 光熱水費  
ハ 被服費  
ニ 日用品費  
ホ その他施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの  
七 自立訓練(宿泊型自立訓練(自立訓練(生活訓練)のうち利用者に対して居室その他の設備において、家事等の日常生活能力を向上するための支援を行うものをいう。以下同じ。)(を除く。以下この号において同じ。)(次に掲げる費用  
イ 食事の提供に要する費用  
ロ 日用品費  
ハ その他自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの  
八 宿泊型自立訓練 次に掲げる費用  
イ 食事の提供に要する費用  
ロ 光熱水費  
ハ 日用品費  
ニ その他宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの  
九 就労移行支援又は就労継続支援 次に掲げる費用  
イ 食事の提供に要する費用  
ロ 生産活動に係る材料費  
ハ 日用品費  
ニ その他就労移行支援又は就労継続支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの  
第二十五條第二号を同条第四号とし、同条第一号を同条第三号とし、同条の前に次の二号を加える。  
一 療養介護 次に掲げる費用  
イ 日用品費  
ロ その他療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの